

(2023年度) 法政大学海外留学ファースト・チャレンジ奨励金 募集要項

1 給付の目的

- (1) 学生の入学後早期からの海外留学・海外研修活動への参加を奨励し、その後の更なる国際交流活動を動機づけるため。
- (2) 学生が主体的かつ柔軟に自身の学修計画を立てることを促すため。

2 対象プログラム

2023年度夏季／冬季／春季休業期間中に実施される、学外機関主催・提供の海外留学・海外研修プログラム（語学留学、海外ボランティア、海外インターンシップ、課題解決型プログラム等）で、研修期間が10日間以上かつ研修時間が合計30時間以上を満たすもの（オンラインプログラムを含む）。※詳細は下記「8 海外渡航可否基準」を参照）。ただし、以下のものは除く。

- (1) 別に奨学金が給付されるもの
- (2) 観光を主目的としたもの
- (3) クラブ・サークル・ゼミ活動の一環としてのもの
- (4) その他グローバル教育センターにおいて不適当と認められたもの

※休業期間内に開始・終了となるプログラムのみ対象となり、実施期間が本学授業期間と重複するものは対象外のため注意すること。

※法政大学のプログラム（短期語学研修や国際ボランティア・インターンシップ（正課）等）は対象外のため注意すること。

※対象プログラムに関し不明点等あれば国際交流課へ問い合わせること。

3 資格

- (1) 学部1年次又は2年次在籍時（通信教育部生、科目等履修生は除く。）に、対象プログラムに参加・修了すること（出願時学部1年・2年生）。
- (2) 修了証又は成績証明書等をもってプログラムの修了が確認できること。
- (3) 本奨励金が寄付金（リーディング・ユニバーシティ法政募金-国際化サポート）を財源としていることを理解し、受給後、本奨励金の広報・実施報告活動（大学ウェブサイトにおける受給報告掲載等）に協力可能なこと。

4 給付額

50,000円

※プログラム参加費用及び渡航・滞在費（宿泊費・航空運賃・保険料等）に係る実費総額が50,000円を下回る場合は、実費相当額を上限として給付

5 採用人数

各年度40名程度

6 給付時期

夏季／冬季／春季休業期間後（プログラム修了後）、採用者を選考・決定し給付

<次ページへ続く>

7 出願手続き・給付までのスケジュール

※出願者が行う手続き：赤字、大学が行う手続き：青字

※プログラム参加前、修了後それぞれで書類提出が必要なため留意すること

(1) <出願者>出願（プログラム参加前）

【出願期限】夏季：7月23日（日）、冬季：12月17日（日）、春季：1月28日（日）

①オンライン登録

下記出願フォームより、出願期限内に申請

【出願フォーム】<https://ws.formzu.net/dist/S63590634/>

②必要書類の提出

上記オンライン登録後、速やかに以下必要書類をメール添付にて国際交流課（ic@hosei.ac.jp）宛に送付（出願期限内に②まで終えること）

a 奨励金願書（所定書式）

b プログラム内容・期間・研修時間数や時間割・費用が分かる資料（パンフレットなど）

※紙資料の場合はスキャンしPDFデータ化すること

※本人確認のため、メールは必ず大学アドレスから送信すること。

(2) <大学>対象プログラムの適否を確認・結果通知【出願期限後、1～2週間程度】

(3) <出願者>プログラム参加・修了

(4) <出願者>プログラム修了報告

【期限】夏季：9月27日（水）、冬季：1月16日（火）、春季：4月10日（水）

プログラム修了後、期限内に以下書類をメール添付にて国際交流課（ic@hosei.ac.jp）宛に送付

a プログラム実施機関発行の修了証又は成績証明書

b 参加報告書（所定書式）

c プログラム費用及び渡航・滞在費（航空運賃・宿泊費・保険料等）の領収書又は納入したことを証明する書類

d 奨励金振込口座届

(5) <大学>採用者の選考・決定・結果通知【夏季：10月頃、冬季：2月頃、春季：5月頃】

(6) <大学>指定口座への奨学金の支給【夏季：11月頃、冬季：3月頃、春季：6月頃】

8 注意事項

- (1) 出願に際しては、本募集要項及び別紙「法政大学海外留学ファースト・チャレンジ 奨励金給付規程（以下、「規程」）」の内容を十分確認すること。
- (2) 本奨励金受給時点で退学予定の学生については、本奨励金に出願できない。
- (3) 参加プログラムに対して別に奨学金が支給される場合、本奨励金の併給はできない。
- (4) 採用者の提出した参加報告書（プログラム修了後提出物）を本学ウェブサイトや各種広報媒体に掲載する場合がある。また、採用者には、広報用のインタビューや原稿執筆等を依頼する場合がある。
- (5) 出願者は、規程第12条の定めにより奨励生としての資格を取り消された場合、規程第13条に定めるとおり、本奨励金の返還に応じなければならない。

以上